

1 件 名

三浦市犯罪被害者等支援条例の基本方針

2 条例制定の根拠・理由

犯罪被害者等に対する支援施策については、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき国又は県が対策を講じているが、地域性を踏まえた身近な支援を進めていくためには、市、市民、事業者等が一体となって適時適切な支援を行うことにより、犯罪被害による生活上の負担軽減並びに心理的及び経済的な早期回復を図ることが重要であるため、これに必要な条例を制定するものである。

3 条例の内容

（1） 目的

法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等に対する権利利益保護や被害の軽減及び早期回復を図ることにより、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（2） 定義

条例において使用する「犯罪等」、「犯罪被害者等」等の用語の定義について定める。

（3） 基本理念

ア 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳、権利の尊重に十分に配慮して行わなければならない。

イ 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が地域社会で安全に安心して暮らすことができるよう、適切に途切れることなく行わなければならない。

ウ 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の名誉等を害することのないよう、二次被害等の防止に十分配慮して行わなければならない。

エ 犯罪被害者等への支援は、市、市民等、事業者等の相互の連携、協力により推進されなければならない。

（4） 責務

ア 市の責務

犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するほか、これに当たり、関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

イ 市民等の責務

犯罪被害者等への支援の必要性等について理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮するとともに、地域社会で孤立させないようにするほか、市等が行う支援に協力するように努めるものとする。

ウ 事業者の責務

犯罪被害者等への支援の必要性等について理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮するように努めるとともに、市等が行う支援に協力するほか、

就労及び勤務について十分に配慮するように努めるものとする。

(5) 相談及び情報の提供等

市による相談対応、必要な情報提供及び助言、窓口の設置、二次被害等の防止のための情報の適正取扱等について定める。

(6) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等に対する見舞金の支給、家事・子育て等に要する費用の助成、緊急避難場所の提供、転居に要する費用の助成、法律相談やカウンセリングの実施のほか、雇用の安定や児童・生徒に対する必要な支援について定める。

(7) 市内に住所を有しない者への支援

犯罪により被害を受けた者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(8) 人材の育成

犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他必要な施策を行うものとする。

(9) 民間支援団体への支援

犯罪被害者等の支援における民間支援団体の活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(10) 市民等への啓発活動等

犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするため、二次被害等の防止の重要性等について市民等が理解を深めるよう、啓発活動その他必要な施策を行うものとする。

(11) 支援を行わないことができる場合

犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができるものとする。

(12) 意見の反映

犯罪被害者等及び関係機関等の意見を把握し、犯罪被害者等の支援施策に反映させるよう努めるものとする。

(13) 委任

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

4 施行期日

令和8年4月1日とする。